

○ 実績目標(大)3：税理士業務の適正な運営の確保

実績目標の内容及び 目標設定の考え方	税理士及び税理士法人（以下「税理士等」といいます。）は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという公共的な使命を負っています。 このため、税理士業務である①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談は、税理士法に別段の定めがある場合を除き、たとえ無償であっても税理士等でない者は行ってはならないこととされています。 これらを踏まえ、国税庁は、税理士等が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、税理士会及び日本税理士会連合会（以下「税理士会等」といいます。）との連絡協調を推進するとともに、税理士法に基づき、税理士等に対する指導監督を的確に実施し、その業務の適正な運営の確保を図ります。 なお、各種事務の実施に当たっては、税理士会等の要望等も踏まえ、適切な対応に努めます。
-------------------------------	--

上記の「実績目標(大)」を達成するための「施策」

- 実3-1：税理士会等との連絡協調の推進
- 実3-2：税理士等に対する指導監督の的確な実施
- 実3-3：書面添付制度の普及・定着に向けた取組

関連する内閣の基本方針等

該当なし

施策 実3-1：税理士会等との連絡協調の推進

取組内容

申告納税制度の適正かつ円滑な運営の実現を図る上で、公共的な使命を担う税理士等が果たすべき役割は、極めて大きなものであるため、税理士会等との定期的な協議会や意見交換会（以下「協議会等」といいます。）の開催を通じ、幅広い課題について協議・意見交換を行うとともに、税理士会等の要望を踏まえた説明会を実施することにより、税理士会等との連絡協調を推進していきます。

特に、税理士は、税理士会等が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならないとされている（税理士法第39条の2）ことを踏まえ、税理士会等が開催する研修会や説明会（以下「研修会等」といいます。）へ講師派遣を行います。

また、講師派遣を行った研修会等（オンラインによる開催を含みます。）については、アンケート調査を通じて把握した問題点について改善策を講じることなどにより、内容の充実を図ります。

定量的な測定指標

[主要] 実3-1-A-1：税理士会等 への研修会等の評価 (単位：%)	会計年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
目標値		80	80	80	85	85
実績値		86.9	87.5	86.9	86.0	

(出所) 長官官房税理士監理室調

(注1) 数値は、税理士会等への研修会等の評価に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。

(注2) 令和7事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.73に記載しています。

	(目標値の設定の根拠)
	税理士会等が開催する研修会等の充実を図る観点から、講師派遣を行った研修会等の評価を測定するため、アンケート調査による評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等の推移を踏まえ、令和6事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。
	○参考指標1「税理士登録者数の推移」 ○参考指標2「税理士会等への研修会等及び税理士会等との協議会等の開催回数」

施策		実 3-2：税理士等に対する指導監督の的確な実施					
取組内容	税理士業務の適正な運営を確保するため次のとおり取り組み、国民の信頼に応える税理士制度とします。						
	1. 税理士会等の綱紀監察をテーマとした協議会等の開催 税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等を積極的に開催するほか、様々な機会を活用して、税理士等による税理士法違反行為の未然防止に関する注意喚起を行います。						
	2. 税理士等に対する的確な調査等の実施 税理士法違反行為に関する情報収集の充実に努めるとともに、税理士事務所等に臨場して、税理士法等に基づく業務の調査や実態確認（以下「税理士調査等」といいます。）を的確に実施し、税理士法に違反する行為を行っている税理士等に対しては、懲戒処分等を行います。 税理士等でないにもかかわらず申告書の作成などの税理士業務を行っている者（以下「にせ税理士」といいます。）については、業務の停止を指導し、必要に応じて捜査当局と連携を図るとともに、脱税相談等を行う者に対しては、税務相談の停止等の命令を検討するなど、的確に対応します。						
	○参考指標 1 「税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等の開催回数」						
定量的な測定指標							
[主要] 実3-2-A-1：税理士専門官による指導監督等事務の割合 (単位：％)	事務年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
	目標値	70	70	70	75	75	
	実績値	79.9	80.5	82.5	N. A.		
(出所) 長官官房税理士監理室調 (注1) 「指導監督等事務」とは、①税理士等に対する調査（税理士法違反行為があると認められる場合に懲戒処分等を視野に入れて証拠資料の収集等を行う事務）や実態確認（税理士法違反行為が明らかでない場合などに業務の執行状況等の実態を確認する事務）、②税理士法第52条違反行為の確認（にせ税理士であると想定される者等に対して業務の実態を確認する事務）、③情報の収集（税理士法違反行為に関する情報を収集する事務）などの事務をいいます。 (注2) 令和6事務年度の実績値は、令和6事務年度実績評価書に掲載予定です。 (目標値の設定の根拠) 収集した税理士法違反行為に関する情報に基づき、税理士調査等を実施するなど、税理士等に対して指導監督を行うとともに「にせ税理士」に対する的確な対応を行うことは、税理士業務の適正な運営を確保するために重要であることから目標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、令和6事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。 ○参考指標 2 「税理士等に対する懲戒処分等件数」 ○参考指標 3 「税理士法に基づく税理士等に対する調査等件数」							

施策	実 3-3：書面添付制度の普及・定着に向けた取組
取組内容	税理士等は、申告書の作成に関し、計算し、整理し又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付することができます。 また、税務官公署の職員は、この書面が添付されている申告書を提出した納税者にあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に税務代理権限証書に記載された税理士等に対し、添付された書面に記載された事項に関して意見を述べる機会を与えなければならないとされています。 「書面添付制度」（用語集参照）は、税理士等が作成した申告書について、税務の専門家の立場からどのように調製されたかを明らかにすることで、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化が図られます。また、添付書面の作成者である税理士等の社会的信用の向上にもつながり、ひいては信頼される税理士制度の確立に結びつくものです。 このようなことから、申告書に添付された書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議会等において積極的に意見交換を行うとともに、添付書面や税理士等に対する意見聴取の内容を調査事務に積極的に活用するなどにより、その普及・定着を図ります。

定性的な測定指標	
	[主要] 実3-3-B-1：書面添付制度の普及・定着に向けた積極的な取組 （令和7事務年度目標） 書面添付制度の普及・定着を図るため、税理士会等との協議会等において積極的に意見交換を行います。 （目標の設定の根拠） 書面添付制度の普及・定着を図ることは、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化が図られ、また、添付書面の作成者である税理士等の社会的信用の向上にもつながり、ひいては信頼される税理士制度の確立に結びつくものです。 申告書に添付された書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議会等において積極的に意見交換を行うことは、当該制度の普及・定着に重要であることから目標として設定しています。 ○参考指標 1 「税理士法第33条の2に規定する書面の添付割合（所得税・相続税・法人税）」 ○参考指標 2 「税理士関与割合（所得税・相続税・法人税）」 ○参考指標 3 「書面添付制度に関する協議会等の開催回数」

今回廃止した測定指標とその理由	
	該当なし
参考指標	参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

実績目標に係る予算額	令和4年度	5年度	6年度	7年度当初	行政事業レビューに係る予算事業ID
上記の実績目標に関連する予算額はありません。					

担当部局名	長官官房（税理士監理室）、課税部（課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課）	実績評価実施予定時期	令和8年10月
-------	---	------------	---------